

世田谷区環境美化等に関する条例の 改正について

令和8年9月18日

環境政策部環境保全課

1 世田谷区環境美化等に関する条例 (平成9年10月3日施行)

⇒当時は、たばこのポイ捨てが課題となっており、主に、路上喫煙やポイ捨てに対してこれを取り締まるための条例

給餌による迷惑行為は、どのように規定されているかという・・・

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(10) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥(以下「野鳥」という。)に継続して餌を与える行為をいう。

(11) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害(複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。)を生じさせる行為をいう。

ア 鳴き声その他の音

イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気

ウ 羽毛の飛散

エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

(区の責務)

第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。

2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(区民等の責務)

第4条 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。

3 区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。

一方で、禁止行為には入っておらず

(禁止行為)

第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

2 何人も、道路及び公園(指定喫煙場所を除く。)においては、喫煙をしてはならない。

3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。

この後続く、立入調査、指導、勧告、公表、措置命令、罰則も適用されません

（立入調査等）

第16条 区長は、第12条の規定による指導若しくは勧告、第14条の規定による措置命令又は前条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導及び勧告）

第12条 区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

2 区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。

（公表）

第13条 区長は、前条第1項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（措置命令）

第14条 区長は、第12条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。

（罰則）

第18条 推進地区内において、第7条第1項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

2 現在(これまで)の区の対応は・・・

〈現在の条例からは〉

普及啓発



改善依頼

給餌による迷惑行為の相談件数(増加傾向)

給餌相談件数(問い合わせ及び区民の声、世田谷コール)

地域 年度	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
R3	15	10	3	2	2	32
R4	13	6	9	5	0	33
R5	13	3	9	5	1	31
R6	12	7	15	9	2	45
R7	14	10	5	4	3	36
R8(8/31まで)	18	4	6	1	1	30
合計	85	40	47	26	9	207

※中には、15年以上にわたる案件もあります。

具体的な被害としては・・・

糞害

(道路、自宅、車両、洗濯物等への汚損)

威嚇

(通学路における危険、通行人への接近・襲撃、通学路変更、保護者の不安増大)

悪臭

(道路、屋根、電線、庭木等に付着した糞からの悪臭)

鳴き声

(早朝の睡眠妨害、生活リズムの乱れ、慢性的な疲労感)

地域イメージの低下

(不動産価値の低下懸念、地域の魅力・資産価値への影響)

住環境の悪化

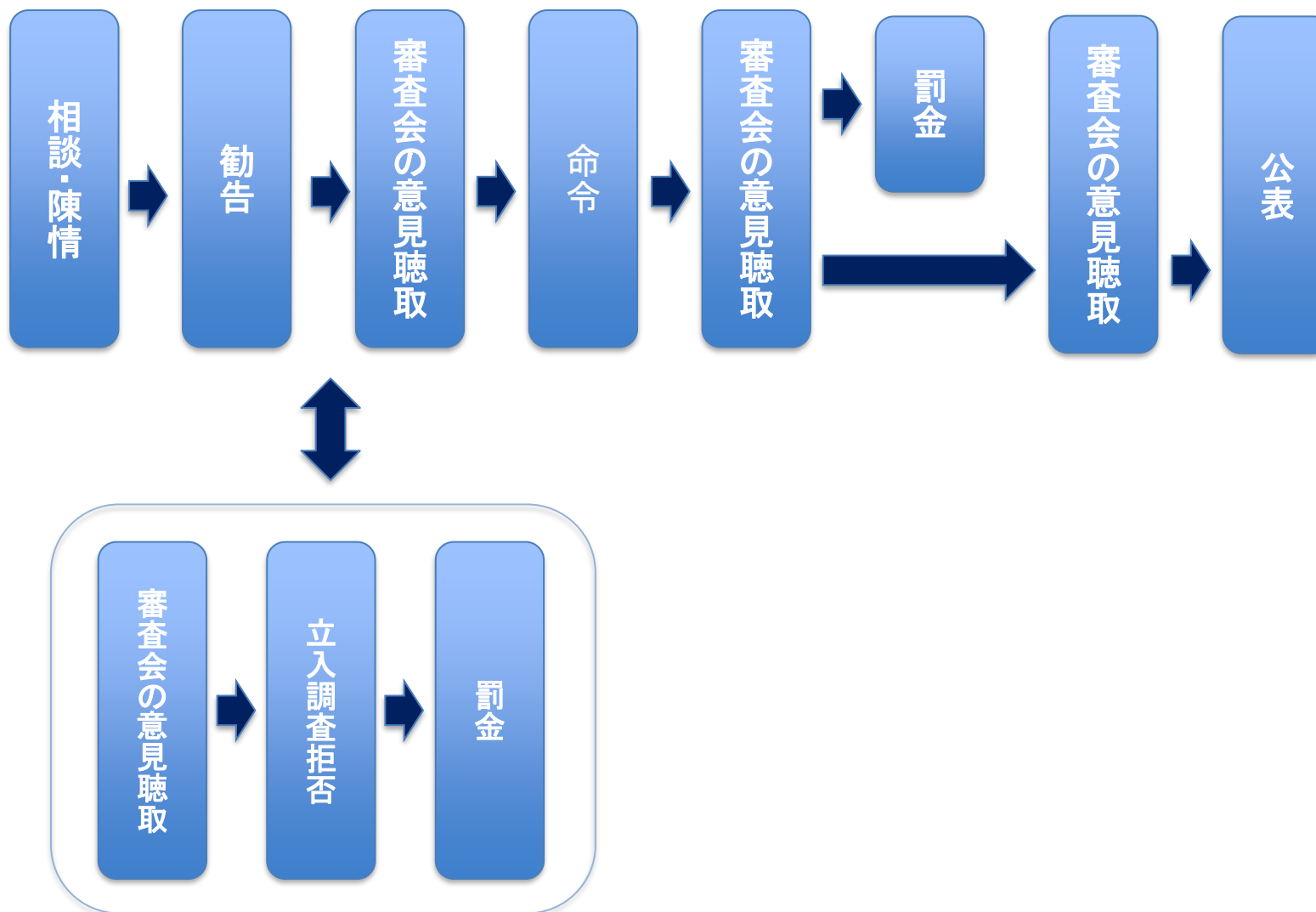
(洗濯物・布団を干せない、窓を開けられない)

3 23区の状況

給餌による迷惑行為規制する条例を制定している東京23区における主な罰則・過料の内容は次のとおりである。

区	対象とする動物	対象とする場所	罰金・過料等	条件	条例制定
港区	・自ら所有せずかつ占有しない動物	公共の場所	なし (指導、勧告、公表)		平成9年10月
荒川区	・自ら所有せずかつ占有しない動物	規定なし	罰金 10万円 罰金 5万円	立入調査を拒否した場合 命令に従わない場合	平成20年12月
中野区	・規定なし	規定なし	過料 3万円 過料 5万円	立入調査を拒否した場合 命令に従わない場合	平成29年6月
大田区	・自ら所有せずかつ占有しないハト、カラス	公共の場所	過料 5万円	指導に従わない場合	令和4年3月
板橋区	・自ら所有せずかつ占有しないハト ・規則で定める鳥類	公共の場所	過料 5万円	命令に従わない場合	令和6年10月

【参考】荒川区良好な生活環境の確保に関する条例



動物の愛護及び管理に関する法律（第25条）

令和2年6月改正

（動物の飼養、保管への措置）

- 第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として「環境省令で定める事態」が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の「環境省令で定める事態」が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として「環境省令で定める事態が」生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
 - 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係りのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 - 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
 - 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

4 全国の状況

(1) 大阪市 ※平成28年頃(事案発生)～令和8年4月(書類送検)

- ・市が「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条に基づき対応。
- ・公共の場でのハトへの給餌について警察と連携して動画撮影等を行い、給餌をしている人物を特定。
- ・約1年間の調査記録をもとに再三にわたる市の給餌中止命令に従わないため、命令違反として警察へ届出。

(2) 静岡市 ※平成27年頃(事案発生)～令和8年5月(書類送検)

- ・動物愛護センターが「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条に基づき対応。
- ・私有地でのカラスへの給餌について、専門家からのアドバイスにより、2年半の調査記録(動画、写真、近隣世帯へのアンケート結果など)を状況証拠として作成。
- ・再三にわたる給餌中止命令に従わないため、命令違反として警察へ届出。

⇒実効性のある法律や条例があり、各自治体が対応を始めている。

そこで区としては、
「世田谷区環境美化等に関する条例」の中に、

調査

行政指導

行政処分

罰金

公表

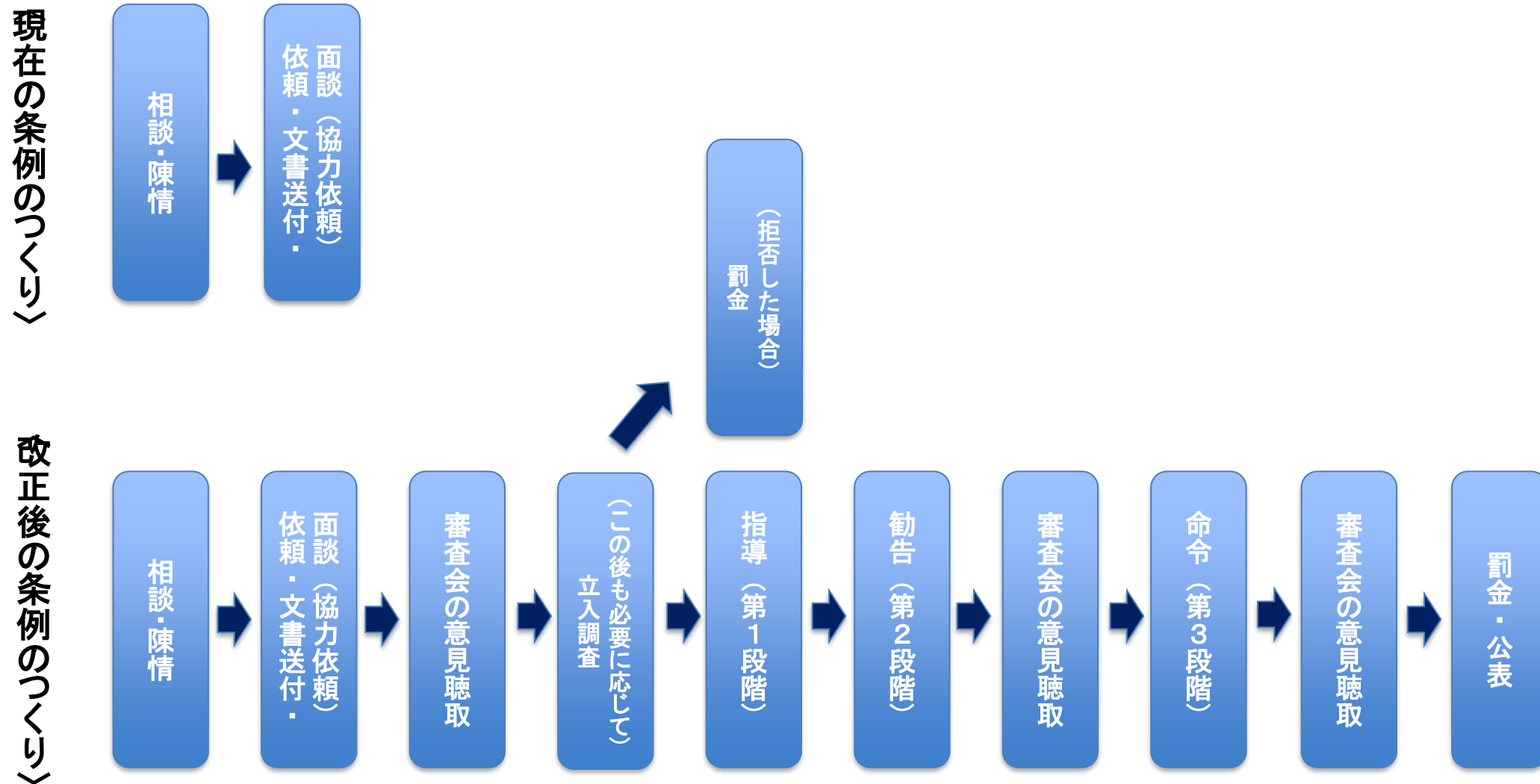
という要素が既に盛り込まれており、
これを「給餌による迷惑行為」に対して適用できるようにしたい



「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正

世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

現在及び改正後の条例の考え方



世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

(1) 給餌による迷惑行為を禁止行為とする。

→ 条例第3条、4条、7条関係

(2) 実効性のある条例の組み立てとする。

調査(立入調査含む)→指導(第1段階)→勧告(第2段階)→
命令(第3段階)→公表(命令違反に対する)、罰金(命令違反及び立入調査拒否に対する)

(3) 区民の違反行為に対する区からの処分について

指導、勧告、命令という3段階の組み立て → 条例第12条、13条、14条、16条関係

(4) 区が処分を行うに際しての専門家の視点からの意見聴取

各指導等を行う場合、専門家に意見聴取をしてから、区が実行するという仕組みの創設
(対象者の選定、給餌行為と被害との因果関係及び公表等の処分の妥当性を審査する仕組み)
→ 区長の附属機関として設置する「審査会」からの意見聴取。→ 条文の新設

(5) 罰金の金額については、他自治体の状況を参考に額を決めていく。

→ 条例第18条関係

世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント

(1) 給餌による迷惑行為を禁止行為とする

現在の条文		改正のポイント
第3条(区の責務)	→	条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加
第4条(区民等の責務)	→	給餌による迷惑行為(努力義務)を削除
第7条(禁止行為)	→	給餌による迷惑行為を追加

(2) 実効性のある組み立て

(3) 区からの処分

現在の条文		改正のポイント
第12条(指導及び勧告)	→	給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加
第13条(公表)	→	給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加
第14条(措置命令)	→	給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加
第16条(立入調査等)	→	給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加

(4) 専門家からの意見聴取

現在の条文		改正のポイント
—	→	(新設)給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加

(5) 罰金

現在の条文		改正のポイント
第18条(罰金)	→	給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加

世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

(1)検討部会の設置

条例改正の検討にあたっては、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、世田谷区環境審議会規則第6条に基づき「検討部会」を設置し、環境審議会会長が指名する委員(環境審議会委員2名及び世田谷区生活環境保全審査会委員2名合わせて4名)による検討等を行う。

〈検討部会委員〉案

	氏名	役職	所属
1	森本 英香	環境審議会会長	早稲田大学法学部教授
2	町田 怜子	環境審議会副会長	東京農業大学地域環境科学部 地域創成科学科教授
3	岸 恵美子	生活環境保全審査会会長	東京医療保健大学東が丘看護学部教授
4	水野 泰孝	生活環境保全審査会	水野泰孝法律事務所(弁護士)

(2)スケジュール

令和8年 9月18日	環境審議会(諮問)
10月	環境審議会検討部会開催(2回)
11月10日	環境審議会(検討部会報告)
11月下旬	環境審議会(答申)
令和9年	第1回区議会定例会に条例案を提案